

平成21年5月までに実施されます

# 裁判員制度

「裁判員制度」は、20歳以上の国民の中から選ばれた「裁判員」が、殺人事件などの重大な刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に裁判を行う制度です。

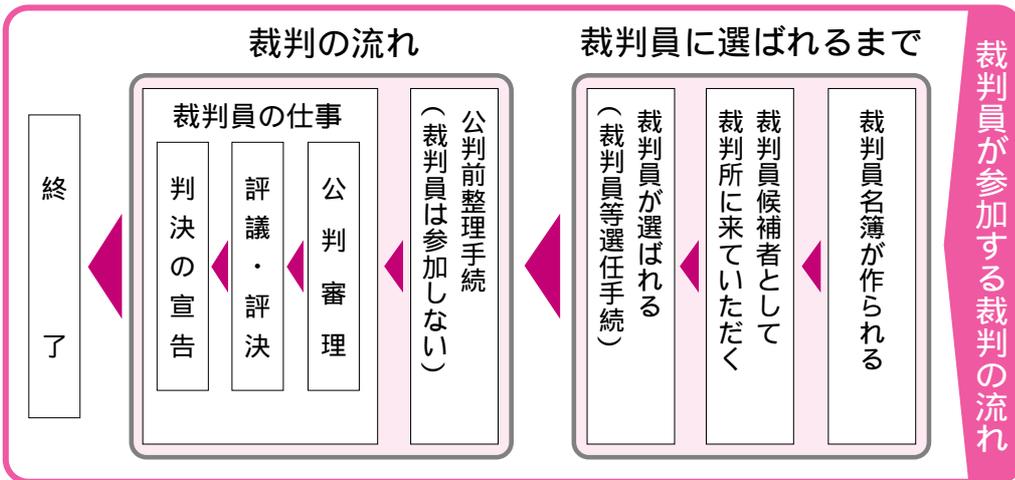
6人の裁判員と3人の裁判官が一緒に刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするかを判断します。

これにより、裁判の内容に、皆さんのいろいろな感覚や経験に根差した新鮮で多様な視点が裁判に反映されますので、その結果、裁判全体に対する皆さんの理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

この制度は、平成21年5月までに実施されます。

【平成21年スタート!】

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。



- 裁判員制度が導入されると、裁判官3人と一緒に、一般から選ばれた裁判員6人が事件を審理します。
- 被告人が有罪か無罪かを判断し、有罪の場合には、その刑を決めます。

お問い合わせは

秋田地方裁判所事務局総務課

☎018 824 3121(内線510)

詳しくは、

裁判員制度ウェブサイト

[www.saibanin.courts.go.jp/](http://www.saibanin.courts.go.jp/)

をクリック!